



# 自転車は 交通ルールを守りましょう

## くるまの仲間です。



**× 飲酒運転**

道路交通法 第65条第1項  
罰則 (酒酔い運転)  
5年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金

**× 二人乗り**

道路交通法 第57条第2項  
福島県道路交通規則 第9条第1項  
罰則  
2万円以下の罰金又は料

**× 並進**

道路交通法 第19条  
罰則  
2万円以下の罰金  
又は料

**× 無灯火**

道路交通法 第52条第1項  
福島県道路交通規則 第8条  
罰則  
5万円以下の罰金

**× 一時不停止**

道路交通法 第43条  
罰則  
3月以下の懲役  
又は5万円以下の罰金

**× 携帯電話の使用**

道路交通法 第71条第6号  
福島県道路交通規則 第11条第4号  
罰則  
5万円以下の罰金

**× ヘッドホン(大音量)**

道路交通法 第71条第6号  
福島県道路交通規則 第11条第7号  
罰則  
5万円以下の罰金

※音量に関わらず、安全運転の義務に違反する可能性があります。

**× 傘さし運転**

道路交通法 第71条第6号  
福島県道路交通規則 第11条第3号  
罰則  
5万円以下の罰金

**× シャ断踏切 立入り**

道路交通法 第33条第2項  
罰則  
3月以下の懲役  
又は5万円以下の罰金

**× 歩行者の通行妨害**

道路交通法 第63条の4  
第2項  
罰則  
2万円以下の罰金又は料

### ▶ 交差点での信号遵守

歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示板が

<p>原則</p> <p>やむをえず横断歩道を利用する場合</p>	<p>ある場合</p>	<p>歩行者用 信号機に従います</p>	<p>ない場合</p>	<p>車両用 信号機に従います</p>
	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>

※歩行者がいる場合は、自転車を押して歩くようにしましょう。

令和4年4月27日  
道路交通法の改正により、  
令和5年度から  
全ての自転車利用者に対し、  
ヘルメットの  
着用が努力義務となりました。